右異議申立人は当裁判所が昭和二四年八月一日にした、当裁判所昭和二四年(ク) 第二九号口頭弁論再開決定に対する抗告事件の決定に対し再抗告状と題する書面を 提出したが、右は異議申立と認められるところ、その理由がないものと認め、これ を却下し、異議申立費用は申立人の負担とする。

昭和二四年九月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	3 川	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	穑	重	读